

投資・財政計画の見直しについて

1 一般会計繰入金及び市町負担金の計上見直しについて

【現状と課題】

- 公営企業会計への移行に伴い、減価償却費を計上することとなり、これに対応する収入が不足していることによって収益的収支に赤字が発生
- 収益的収支における令和元年、2年度決算の累積欠損金は約20億円と増加
- 令和3年度決算も赤字となる見込みであり、累積欠損金のさらなる増加が懸念
- このため、収益的収支の単年度赤字を解消し、累積欠損金がこれ以上増加しない仕組みとすることが必要

[参考] 収益的収支(3条)決算

(単位:百万円)

区分	令和元年度 決算	令和2年度 決算	累 計
収入 A	16,666	12,641	29,307
支出 B	18,075	13,276	31,351
差引 C(A-B)	△ 1,409	△ 635	△ 2,044

※消費税及び地方消費税を控除した額である。

2 計上見直しの内容等（別添、会計処理の変更イメージ図参照）

(1) 令和4年度当初予算から、法令上適正と認められる範囲内で会計処理を以下のとおり変更する。

- 資本的収支に「出資金」として計上していた一般会計繰入金を、収益的収支の営業外収益（他会計補助金）に計上
- 資本的収支に計上していた資本費に係る「市町負担金」を、収益的収支の営業収益に計上

→ 収益的収支と資本的収支との間での変更であって、トータルでの資金収支には変更がないことから、市町負担金の負担増となるものではない。

- 収益的収支の補助金に計上する一般会計繰入金については、減価償却費（長期前受金戻入を除く）の額までとし、それ以外は従来どおり資本的収支の出資金に計上

→ 一般会計繰入金と減価償却費の額に大きな差が生じることで、損益計算に影響（黒字化）が生じないように、収益的収支に計上する一般会計繰入金の範囲を限定

◆会計処理の変更イメージ

◎見直し前

収益的収支	
収入	支出
3条赤字 10	減価償却費
長期前受金戻入 10	20

赤字△10

資本的収支	
収入	支出
(出資金) 一般会計繰入金 市町負担金 15	借入金償還 15

◎見直し後

収益的収支	
収入	支出
(補助金) 一般会計繰入金 市町負担金 10	減価償却費
長期前受金戻入 10	20

赤字解消

資本的収支	
収入	支出
(出資金) 一般会計繰入金 5	借入金償還 15

補填

会計処理の変更イメージ（令和2年度決算の場合）

【見直し前】

①収益的収支（3条） 単位：百万円

	令和2年度
収入（A）	12,641
営業収益	5,756
営業外収益	6,885
他会計補助金	646
長期前受金戻入	6,236
雑収入	3
支出（B）	13,276
営業費用	12,857
減価償却費	7,158
営業外費用	419
A - B	△ 635

長期前受金戻入（国庫補助金、建設費負担金等）と減価償却費との差額△922百万円が収入不足

②資本的収支（4条）

	令和2年度
収入（A）	14,490
企業債	6,512
出資金	908
建設費負担金	1,835
市町負担金（資本費）	501
補助金	4,734
支出（B）	13,124
建設改良費	7,879
企業債償還金	5,245
A - B	1,366

一般会計繰入金（企業債償還財源）

市町負担金（企業債償還財源）

【見直し後】

①収益的収支（3条） 単位：百万円

	令和2年度
収入（A）	13,563
営業収益	6,257 + 501
営業外収益	7,306
他会計補助金	1,067 + 421
長期前受金戻入	6,236
雑収入	3
支出（B）	13,276
営業費用	12,857
減価償却費	7,158
営業外費用	419
A - B	287 赤字解消

+922

②資本的収支（4条）

	令和2年度
収入（A）	13,568
企業債	6,512
出資金	487
建設費負担金	1,835
市町負担金（資本費）	0
補助金	4,734
支出（B）	13,124
建設改良費	7,879
企業債償還金	5,245
A - B	444

内部留保資金として充当

(2) 経営戦略においては、令和6年度から資本費に係る市町負担金を減価償却費ベースの算定に改めることとしているが、以下の課題があり、関係市町との調整も含め丁寧な議論を重ねていく必要があることから当面見送ることも含めて検討する。

- 減価償却費ベースの算定には市町負担金の増額を伴うため、算定方法の精査を慎重に行う必要があること
- 市町負担金の5年間の予定額を定める財政計画との整合性を図る必要があること（財政計画では資本費に係る市町負担金を企業債償還費から算定）
- 会計処理の変更による経営状況改善への影響と効果等の検証を行う必要があること

参考資料

◆地方公営企業法施行規則第21条第3項（抜粋）

3 企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合においては、当該繰入金額について、前二項に規定する補助金等の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入金額との差額が重要でないときは、この限りでない。

◆地方公営企業会計制度等研究会報告書（H21.12.24）抜粋

建設改良費に充てた企業債に係る元利償還金に対する繰入金は、資金を受け入れた時点は異なるものの、その趣旨は固定資産取得に係る補助金等に準じたものと考えられるため、長期前受金として整理し、減価償却に伴って収益化することが適当と考えられる。

ただし、元利償還に係る繰入は、長期間にわたり分割して行われ、必要に応じ資本費平準化債の発行も行われることから、毎年の元金償還に係る繰入額と減価償却費の乖離が大きくない地方公営企業については、あえて負債計上及び収益化の手続きをとる必要性は相対的に低いものと考えられる。

<中略>

これらを考え合わせると、毎年の元金償還に係る繰入額と減価償却の乖離が大きくない地方公営企業については、建設改良費等企業債償還に係る元利償還金に対する繰入金は全額その年度に収益として計上できることとする等、重要性の原則を踏まえ、経理上の実務負担も考慮した会計処理を認めることが適当である。

3 投資・財政計画の見直しについて

(1) 投資・財政計画（収支計画）

令和4年度から令和13年度までの投資財政計画については、別紙のとおりです。
（各流域及び雨水事業のセグメント別で作成）

(2) 見直しの内容

令和4年度からの会計処理の変更に伴い、資本的収支の他会計出資金の一部を収益的収支の補助金に、資本的収支の市町負担金のうち資本費分を収益的収支の維持管理費負担金（資本費）にそれぞれ計上しています。

この見直しによって、収益的収支の経常損益は理論上プラスマイナスゼロとなります。

(3) 収益的収支

- 収益的収入では、維持管理費負担金のうち資本費について、令和3年度時点の府と市町との負担割合で計上しています。

※資本費の府と市町との負担割合は、今後、関係市町との協議により変更になる場合があります。

- 収益的支出の営業費用のうち経費については、令和元年度、2年度の実績を基準値として、このうち変動費（動力費、薬品費等）は予測水量により補正して計上しています。

※維持管理に係る市町負担金単価を定める財政計画は、今後5年間の予定額を定めるものであり算定の考え方が異なります。

(4) 資本的収支

- 資本的収入では、市町負担金のうち建設負担金については、工事費（事務費除く）から国庫補助金を除いた残りの1/2を計上しています。また、企業債のうち建設改良分については、建設改良費（職員給与費及び工事費等）から国庫補助金及び建設負担金を除いた額を計上しています。
- 資本的支出の建設改良費のうち工事費等については、雨水対策、施設増設、改築更新（耐震化・耐水化）に必要な予算である概ね82億円／年をベースに、事業実施時期等を考慮して計上しています。